

# 監査報告書

学校法人 武蔵野大学  
理事会 御中

令和3年5月14日

学校法人 武蔵野大学

監事 芝村正弘



監事 松下武義



私達は、学校法人武蔵野大学の監事として、私立学校法第37条第3項及び同法人寄附行為第8条第3項の規定に基づき、同法人の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行い、次の通り報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、会計帳簿の実査等を行い、また、理事会その他の会議に出席し業務の報告を聴取して、当該事業年度に係る財産目録及び計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに附属明細表）、収益事業に係る計算書類について検討いたしました。

## 2 監査の結果

- (1) 財産目録及び計算書類は、同法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。
- (2) 財産目録及び計算書類は、学校法人会計基準に、収益事業に係る計算書類については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しており、同法人の令和3年3月31日現在の財産状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。
- (3) 同法人理事が執行する法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは同法人寄附行為に違反する重大な事実のないことを確認しました。

以上